

消費者団体訴訟等支援法人の認定、監督等に関するガイドライン

消費者庁

令和5年8月31日制定（令和5年10月1日施行）

目次

- 1 目的
- 2 支援業務
 - (1) 特定適格消費者団体が行う被害回復関係業務に付随する事務（法第98条第2項第1号及び規則第28条第1項関係）
 - (2) 特定適格消費者団体とその被害回復裁判手続に係る相手方との合意により定めるところにより行う、当該相手方が行うべき被害回復裁判手続における事務（法第98条第2項第2号及び規則第28条第2項関係）
 - (3) 公表及び必要な情報の収集等（法第98条第2項第4号並びに規則第28条第5項関係）
- 3 支援法人の認定（法第98条第1項、第3項及び第4項関係）
 - (1) 法人格等（法第98条第1項柱書関係）
 - (2) 活動実績（法第98条第1項第1号及び第2号関係）
 - (3) 支援業務を適正に遂行するための体制及び業務規程の適切な整備（法第98条第1項第3号関係）
 - (4) 経理的基礎（法第98条第1項第4号関係）
 - (5) 支援業務以外の業務（法第98条第1項第5号関係）
 - (6) 業務規程（法第98条第1項第3号、第3項及び規則第29条関係）
 - (7) 暴力団員等がその事業活動を支配する法人（法第98条第4項第3号関係）
 - (8) 申請書及び添付書類（法第99条第1項及び第2項並びに規則第30条及び第31条関係）
- 4 合併の認可及び事業の譲渡の認可（法第103条第3項及び第104条第3項関係）
- 5 監督（法第109条から第113条まで関係）
 - (1) 帳簿書類の作成及び保存（法第109条及び規則第36条関係）
 - (2) 財務諸表等の作成、備置き及び提出（法第110条第1項、第2項及び規則第38条関係）
 - (3) 不利益処分等（法第111条、第112条及び第113条関係）

1 目的

このガイドラインは、消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成 25 年法律第 96 号。以下「法」という。）及び消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行規則（平成 27 年内閣府令第 62 号。以下「規則」という。）に基づく支援認定の申請等に対する審査並びに消費者団体訴訟等支援法人（以下「支援法人」という。）に対する監督及び不利益処分の基準等を明らかにすることにより、法及び規則を適切に実施し、支援法人の業務の適正を図ることを目的とするものである。

なお、具体的案件における審査並びに監督及び不利益処分に関する判断は、法令に照らし、個々の案件ごとになされるものとし、このガイドラインにおいて使用する用語は、法及び規則において使用する用語の例による。

2 支援業務

(1) 特定適格消費者団体が行う被害回復関係業務に付随する事務（法第 98 条第 2 項第 1 号及び規則第 28 条第 1 項関係）

法第 98 条第 2 項第 1 号に規定する「特定適格消費者団体の委託を受けて」とは、特定適格消費者団体から支援法人に対して事務を委託する旨の契約がある場合を指し、その契約は、書面又は電磁的方法により行われるものとし、当該契約において、①当事者、②契約日、③委託される期間、④委託される事務の具体的な内容、実施時期、実施方法、⑤委託費の金額その他必要な事項が明確に定められていなければならない。

なお、同号に規定する業務は、当該委託を受けた支援法人が行うものとし、例えば、発送、印刷など裁量の余地の乏しい業務のみを部分的に委託する場合を除き、支援法人は、第三者に対してこれを委託することはできない。

規則第 28 条第 1 項第 5 号に規定する「簡易確定手続授權契約、訴訟授權契約及び法第 82 条第 2 項に規定する契約の締結に付随する事務」とは、例えば、これらの契約の締結に必要な書面又は電磁的記録の回収、点検及び取りまとめをいい、対象消費者等からの問い合わせのうち事務的な事項につき委託元である特定適格消費者団体からの指示を受けて回答することを含む。

上記の「事務的な事項」とは、例えば、契約の締結に必要な書面又は電磁的記録の作成方法、附属資料や提出期限の案内などが該当する。

他方で、これらの契約に関する対象消費者等に対する法第 35 条等に規定する説明義務は特定適格消費者団体が負うものであり、書面の交付又は電磁的記録の提供を超える実質的な説明は支援法人に委託できる事務には該

当しない。

- (2) 特定適格消費者団体とその被害回復裁判手続に係る相手方との合意により定めるところにより行う、当該相手方が行うべき被害回復裁判手続における事務（法第98条第2項第2号及び規則第28条第2項関係）

支援法人は、法第98条第2項第2号に規定する業務を、例えば、発送、印刷など裁量の余地の乏しい業務のみを部分的に委託する場合を除き、第三者に委託することはできない。

規則第28条第2項第1号に規定する「相手方通知に係る事務」には、相手方が行うべき法第28条第3項に規定する事項を簡易確定手続申立団体に通知することを含む。

- (3) 公表及び必要な情報の収集等（法第98条第2項第4号並びに規則第28条第5項関係）

法第98条第2項第4号に規定する「内閣総理大臣の委託を受けて」とは、事務を委託する旨の契約がある場合をいい、その契約は、書面又は電磁的方法により行われるものとし、当該契約において、①当事者、②契約日、③委託される期間、④委託される事務の具体的な内容、実施時期、実施方法、⑤委託費の金額その他必要な事項が明確に定められていなければならない。

また、規則第28条第5項第1号に規定する「法の実施のために必要な情報及び消費者団体訴訟等の推進に資する情報の収集」としては、例えば、消費者被害に関する情報や適格消費者団体及び特定適格消費者団体の活動状況等に関する情報の収集が想定され、「前号の各情報の分析及び公表」（同項第2号）としては、例えば、消費者団体訴訟制度の運用状況、効果等に関する分析及びその結果の公表が想定される。

3 支援法人の認定（法第98条第1項、第3項及び第4項関係）

支援法人の認定については、申請者が認定の要件（法、規則及び以下の審査の基準）を満たすとともに、支援業務として実施されるべき業務の総量、支援法人の数、それぞれの支援法人の支援業務の実施状況その他の支援法人を必要とする状況を踏まえ総合的に判断するものとする。

法第98条第1項、第3項及び第4項に基準が掲げられているが、審査に当たり特に留意すべき点は以下のとおりである。なお、申請者が認定の要件を満たすかどうかについては、申請書類に基づく審査とともに、必要に応じ、申請者に対し追加して書類の提出を求めるほか、申請者の関係者や情報提供者に対する事情聴取、実地の調査等（オンライン会議システム等のデジタル技術を活用した遠隔調査を含む。）を行い、個別具体的に判断するものとする。

(1) 法人格等（法第 98 条第 1 項柱書関係）

申請者が支援法人として認定されるためには、特定非営利活動法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人である必要がある。

また、適格消費者団体及び特定適格消費者団体は、支援認定を受けることができない。

(2) 活動実績（法第 98 条第 1 項第 1 号及び第 2 号関係）

活動実績の評価の対象となる活動は、①「適格消費者団体又は特定適格消費者団体を支援する活動」（法第 98 条第 1 項第 1 号）及び②「消費者の財産的被害等の防止及び救済に資するための啓発活動及び広報活動」（同項第 2 号）である。

ア 適格消費者団体又は特定適格消費者団体を支援する活動の実績（法第 98 条第 1 項第 1 号関係）

(ア) 支援する活動

法第 98 条第 1 項第 1 号に規定する「支援する活動」とは、適格消費者団体若しくは特定適格消費者団体又はその双方に対して、①金銭的支援を行うことや②情報提供による支援を行うことをいう。

上記の「金銭的支援を行うこと」とは、例えば、寄附や助成金の出えんなどが該当し、「情報提供による支援を行うこと」とは、例えば、消費者被害の防止及び救済に関する調査やそれらに関する分析結果を提供することなどが該当する。

この場合、支援する活動を行った適格消費者団体及び特定適格消費者団体の数並びに支援する活動の規模について参酌する。

(イ) 主たる目的

法第 98 条第 1 項第 1 号に規定する「主たる目的」とするとは、以下の基準を満たすことが必要である。

- ① 定款において、適格消費者団体又は特定適格消費者団体を支援する活動を行う旨の定めがあること
- ② 申請者の活動を、定款の記載、事業報告（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 123 条第 2 項（第 199 条において準用する場合を含む。）又は事業報告書（特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 28 条第 1 項）などを参考に、量及び質の双方の観点から判断した場合に、それらの活動が申請者において主たる事業活動として行われていると認められること

(ウ) 相当期間にわたり継続して

法第 98 条第 1 項第 1 号に規定する「相当期間にわたり継続して」とは、申請時において、申請者による上記(ア)の活動が 2 年以上継続して

されていることを原則として要する。ただし、当該活動が充実して行われている場合や業務遂行体制の整備など他の要件の充実の程度によっては、継続している期間が2年には達しない場合であっても「相当期間」と評価することを否定するものではない。

また、申請者が法人格を取得する前から上記の活動をしている場合は、団体としての同一性が認められる限り、法人格取得前の活動についても評価の対象とする。また、複数の団体が合併して一つの団体となったり、新たに設立した団体の構成員となっている場合は、合併前又は構成員である個々の団体の活動をも加味して考慮することとする。

(エ) 適正性

法第98条第1項第1号に規定する「適正に行っている」とは、法令、定款及び業務規程にのっとり、消費者の利益の擁護のために真摯に活動しているとともに、暴力団等反社会的勢力が関与したものではないことをいう。なお、実績作りのつじつま合わせのために行われた活動は、「適正に」行っているものと評価しない。

イ 消費者の財産的被害等の防止及び救済に資するための啓発活動及び広報活動の実績（法第98条第1項第2号関係）

(ア) 啓発活動及び広報活動

法第98条第1項第2号に規定する「消費者の財産的被害等の防止及び救済に資するための啓発活動及び広報活動」とは、例えば、以下のものが該当する。

- ① 消費生活に関する情報の分析、評価及び提供
- ② 消費者啓発のための教材、パンフレット又はリーフレット等の開発又は作成
- ③ 学校、地域等において行われる消費者教育への協力
- ④ 消費者の財産的被害等の救済結果に関する事例集の作成及び公表
- ⑤ 消費者の財産的被害等の防止に関する研修会、講演会、シンポジウム又はセミナーの実施
- ⑥ 消費生活に関する事項について事業者との間で行う意見交換

(イ) 相当程度

法第98条第1項第2号に規定する「実績が相当程度ある」は、活動の頻度、活動に係る支出額及び当該活動が消費者に与える効果等から総合的に判断する。なお、上記(ア)に掲げたものを万遍なく行う必要はないものとする。

(3) 支援業務を適正に遂行するための体制及び業務規程の適切な整備（法第98

条第1項第3号関係)

ア 支援業務を適正に遂行するための体制

法第98条第1項第3号に規定する「支援業務を適正に遂行するための体制…(中略)…が適切に整備されていること」とは、申請者の実態として、①法第98条第2項に規定された支援業務を適正に遂行できるよう支援法人に具体的な機関その他の組織が設置され、業務の適正な遂行に必要な人員が、これらの組織に必要な数¹だけ配置されていること(理事及び監事(以下「役員」という。))並びに職員(以下これらを総称して「役職員」という。)、②これらの組織の事務分掌、権限及び責任並びに事務の遂行に従事する役職員の選任及び解任の基準及び方法が定款又は業務規程において適切に定められていること、③①及び②に従った運用がされていることをいう。

(ア) 支援業務の実施に係る組織

(a) 理事会等の設置及び役員の数

支援業務の執行を決定する組織として、理事全員をもって構成する理事会が置かれることが望ましく、理事会を置かない場合にあっては、理事総数の半数以上の者が議事に関与する方法によって支援業務の執行を決定するものとする(以下これらを総称して「理事会等」という。)

(b) 役員の数

支援法人には、役員として、理事5人以上及び監事2人以上を置くよう努めなければならない。

(イ) 支援業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法

(a) 情報の管理に関する体制の整備

法第98条第1項第3号は、「支援業務を適正に遂行するための体制」の例示として「支援業務に関して知り得た情報の管理…の方法」を挙げており、支援法人は、情報の管理に関する適正な体制を整備する必要がある。

また、支援法人は、特定適格消費者団体又はその被害回復裁判手続に係る相手方から、情報が不要になった場合には廃棄することを条件に情報の提供を受けることがあり得るため、当該情報が記載された書類その他の物の廃棄及び返還の方法、当該情報が記録された電

¹ 「必要な数」については、申請者の実施しようとする支援業務の規模や業務の実施の方法(その内容や手段等)、当該人員の勤務形態(常勤か非常勤か等)などによって異なるものであり、審査に当たっては、これらの点を総合して、「必要な数」を個別に判断することとする。

子媒体から当該情報を消去する方法など、適切に情報を廃棄するための方法を定める必要がある。

(b) 個人情報の取扱い

法第98条第2項第1号の規定に係る事務に関して特定適格消費者団体から提供された消費者に関する情報が漏えいした場合には、当該特定適格消費者団体に対しても、同項第2号の規定に係る事務に関して被害回復裁判手続に係る相手方から提供された消費者に関する情報が漏えいした場合には、同号に規定する特定適格消費者団体及び相手方に対しても、それぞれ遅滞なく報告する必要がある。

(c) 秘密保持の方法

上記の事項に関しては、法第107条に規定する秘密保持義務との関係で、支援法人の役職員との間で、在職中及び退職後も支援業務に関して知り得た秘密を保持する旨の契約を締結するなどの措置を講ずるものとする。

(d) 支援業務の実施に関する金銭その他の財産の管理の方法

(a) 預り金

① 預り金の目的外使用の禁止

支援法人は、預り金をその目的以外に使用してはならない。

② 預り金専用口座等の開設

支援法人は、預り金を適正に管理し、支援法人の他の財産との混同を避けるために、やむを得ない事情のない限り、預り金専用の口座を開設し、その名義は預り金であることが明瞭に分かるようにする方法により、委託を受けた業務ごとに固有の財産と分別管理され、特定性をもって保管される必要がある。

③ 支援法人は、必要と認められる金銭を一時的に現金で保管する場合は、預り金専用の金庫で保管すること又は預り金専用の金庫以外の金庫で保管するときは預り金専用の収納袋で保管することが必要である。

④ 対象消費者等宛ての金銭を受領した場合の措置

支援法人は、被害回復裁判手続に係る相手方から対象消費者等宛ての金銭を受領した場合は、遅滞なく、その旨当該手続に係る特定適格消費者団体に通知する必要がある。

⑤ 預り金の会計

支援法人は、事案ごとに、預り金と預り金以外の金員とを区別して、それぞれ預貯金口座の入出金記録及び現金の出納記録を作成し、入出金又は出納の年月日、金額、支払先又は支払元及び名目を記録

する必要がある。

(b) 金銭管理責任者の設置

支援法人は、理事の中から選任された金銭管理責任者を置く必要がある。

(イ) その他の支援業務を適正に遂行するための体制

(a) 事務所等の施設、物品等の確保

支援業務に係る事務処理を行うために必要な事務所²その他の施設、IT機器その他の物品等が、業務の規模・内容等に応じ、確保されている必要がある。事務所については、適切に情報を管理することができる施設でなければならないとともに、例えば、適格消費者団体又は事業者（事業者の活動内容などを考慮して客観的に差止請求の対象になることが考えられない者は除く。）が差止請求関係業務又は事業活動のために用いている施設内に事務所が設けられているなど、その外観、構造その他の事務所の置かれた状況からして適格消費者団体又は事業者（事業者の活動内容などを考慮して客観的に差止請求の対象になることが考えられない者は除く。）と混同されるものであってはならないこととする。

また、申請内容（業務規程の内容等）に整合するよう、必要な施設、物品等が整備されていなければならない（例えば、支援業務においてファクシミリ装置を用いて送受信しようとする場合には、当該装置の整備が必要である³。）。

(b) 役員の兼職の禁止及び報酬

理事は、特定適格消費者団体の役員又は職員を兼ねないものとする。

役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受け取る財産上の利益及び退職手当をいう。以下「役員報酬」という。）を支給する場合は、民間事業者の役員報酬及び従業員の給与、申請者の支援する活動の状況、寄附受入れの状況、資産の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないよう定めていることが必要

² 認定の申請書には、支援業務を行おうとする事務所の所在地を記載する必要があるところ（法第99条第1項第2号）、支援法人として現に支援業務についての事務を行い、事務所としての実態を伴う場所の所在地を記載する必要がある。他方で、理事会等の会議等を事務所以外の場所で行うことは許容され、このような場所を事務所として認定の申請書に記載する必要はない。

³ 支援業務においてファクシミリ装置を用いて送受信しようとする場合には、申請書においてファクシミリの番号を記載する必要がある（規則第30条第1号）。仮に申請書にファクシミリ番号を記載していなかったとしても、その後ファクシミリ装置を用いて送受信する必要が生じた場合には、変更の届出をする必要がある（法第102条）。

である。

イ 業務規程（法第 98 条第 1 項第 3 号関係）

法第98条第1項第3号に規定する「業務規程が適切に整備されていること」を認定の要件としているのは、業務規程において定める事項は、当該申請者における支援業務の遂行に直接的な影響を及ぼすものであり、その内容を確定し、一定の水準に達したものとする必要があること、及び上記アの「支援業務を適正に遂行するための体制」を整備するとともに、支援業務の実施の方法等に関する規定を明文化することにより業務の公正な実施の確保を図る必要があることによるものであり、当該趣旨を踏まえ、業務規程において、「役員を選任及び解任その他支援業務に係る組織、運営その他の体制に関する事項」（規則第29条第2号）が上記の体制の整備の実質を担保する内容で規定されているほか、支援業務の実施の方法その他の必要な事項（規則第29条各号）が漏れなく、かつ、適切な内容で具体的に規定されている必要がある。

なお、業務規程には、支援業務の遂行に係る事項をまとめて記載する必要があるが、定款や事務分掌規程等申請者の定めるその他の関連する規程等を添付しつつ、必要に応じ当該規程等中の関係する規定を引用する方式で記載して差し支えない。

(4) 経理的基礎（法第 98 条第 1 項第 4 号関係）

法第 98 条第 1 項第 4 号に規定する「経理的基礎」とは、支援法人が支援業務を安定的かつ継続的に行うに足りる財政基盤を有していることをいい、一定額以上の基本財産を自ら保有している場合に限られるものではないが、当該支援法人の規模、想定している支援業務の内容、支援業務による支出が当該業務に係る収入を大きく上回ると見込まれる場合における支援業務以外の業務による収入による補填の見込み、関連する法人や個人が支援法人に対して補填又は寄附を約している状況、オンラインの利用による効率的な業務運営の見込み等を総合的に考慮し、支援業務の安定性及び継続性を確保する限度における経理面での基礎が確立しているか否かを判断する。

(5) 支援業務以外の業務（法第 98 条第 1 項第 5 号関係）

法第 98 条第 1 項第 5 号に規定する「支援業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、①支援業務以外の業務に人員や経費の配分を集中したり、②社会的に妥当でない業務を行って社会的信頼性を失うなどにより、適正な支援業務の遂行をすることができなくなるおそれがある場合をいう。

①の「支援業務以外の業務に人員や経費の配分を集中」しているか否かについては、支援業務以外の業務の内容、場所及び回数、それぞれの業務に必要な人員、支出額その他の実施態様を総合的に考慮して、支援業務に支障を

及ばずおそれがあると客観的に認められるか否かを判断する。

②に関し、支援業務以外の業務の社会的妥当性については、以下の点に留意して審査することとする。

- (i) 当該業務の内容が法令に抵触するものではないこと。
- (ii) 支援法人の経理的基礎に悪影響を及ぼす投機的なものではないこと。
- (iii) 暴力団等反社会的勢力が関与しやすいものではないこと。
- (iv) 支援法人としての社会的信用を損なうものではないこと。

(6) 業務規程（法第 98 条第 1 項第 3 号、第 3 項及び規則第 29 条関係）

法第 98 条第 1 項第 3 号に規定する「業務規程が適切に整備されていること」とは、同条第 3 項及び規則第 29 条に列挙されている事項が、漏れなく、かつ、適切な内容で具体的に規定されていることをいう。

規則第 29 条第 1 号ロに規定する「支援法人であることを疎明する方法に関する事項」とは、例えば、支援業務を行うに際し、事業者からの請求があった場合には、内閣総理大臣が支援認定した旨を通知する書面の写しを提示することなどが該当する。

規則第 29 条第 1 号ハに規定する「その他必要な事項」とは、例えば、支援法人が、法第 98 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する業務を、裁量の余地の乏しい業務のみを部分的に委託する場合を除き、第三者に委託することはできないことなどが該当する。

規則第 29 条第 2 号に規定する「その他の体制に関する事項」には、理事が特別の利害関係を有する場合の措置として、理事会等における決議について、以下の場合には、理事は議決に加わることができないとする規定が含まれる。

- ① 理事が、特定適格消費者団体の専門委員を兼ねている場合であって、当該特定適格消費者団体に対して個別に行う支援業務に関する決定又は当該特定適格消費者団体に対する支援する活動に関する決定を行う場合
- ② 理事が、適格消費者団体の役員、職員又は専門委員を兼ねている場合であって、当該適格消費者団体に対する支援する活動に関する決定を行う場合

(7) 暴力団員等がその事業活動を支配する法人（法第 98 条第 4 項第 3 号関係）

法第 98 条第 4 項第 3 号に規定する「支配する」とは、議決権を背景として当該団体の業務に重大な影響力を及ぼしている場合のみならず、融資（間接融資を含む。）、人材派遣、取引関係等を通じて当該支援法人の業務に重大な影響力を及ぼしていると認められる場合を含み、実質的に判断する。

(8) 申請書及び添付書類（法第 99 条第 1 項及び第 2 項並びに規則第 30 条及

び第 31 条関係)

申請書には所定の記載事項（法第 99 条第 1 項及び規則第 30 条）を記載するとともに、以下のものを添付する必要がある（法第 99 条第 2 項及び規則第 31 条）。なお、提出された資料は、審査に当たって総合的に考慮するとともに、必要に応じて追加の資料を求める場合がある。

ア 定款(法第 99 条第 2 項第 1 号関係)

所轄庁の認証が必要な事項は、当該認証を受けた後の定款を提出するものとする⁴。

イ 適格消費者団体又は特定適格消費者団体を支援する活動を相当期間にわたり継続して適正に行っていることを証する書類（法第 99 条第 2 項第 2 号関係）

(ア) 金銭的支援に関するものとしては、例えば以下の書類が該当する。

- ① 過去 2 年分における年度ごとの活動の一覧表（活動を行った日、金銭的支援の方法（例えば、寄附、助成など）、相手方である適格消費者団体又は特定適格消費者団体の名称、支出額を記載する。）
- ② 具体的な相手方及び出えんを決定した理事会議事録等の写し（代表者が相違ない旨の証明をしたもの。）
- ③ 支援する活動の実績を示すもの（相手方への送金記録、助成の場合の助成要綱等）

(イ) 情報提供による支援に関するものとしては、例えば以下の書類が該当する。

- ① 過去 2 年分における年度ごとの活動の一覧表（活動を行った日、相手方である適格消費者団体又は特定適格消費者団体の名称を記載する。）
- ② 情報提供をすることの決定又は成果物の内容を決定した理事会議事録等がある場合はその写し（代表者が相違ない旨の証明をしたもの。）
- ③ 支援する活動の実績を示すもの（成果物の写し等）

ウ 消費者の財産的被害等の防止及び救済に資するための啓発活動及び広報活動に係る事業の実績が相当程度あることを証する書類（法第 99 条第 2 項第 3 号関係）

申請者の過去 2 年分における資料であって、例えば、以下のものが該当する。提出の際は、開催又は作成の日時、費用、啓発活動等の対象者及び対象者数を記載した総括表を添付するものとする。

⁴ 支援法人の事業年度については、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わると定めることが望ましい。

- ① 教材、パンフレット、リーフレット等の成果物及び申請者以外の第三者に対して製作を委託した場合は、それらの製作物供給等に関する契約書、注文書等のほか納品書の写し
- ② 実施に関する契約書又は主催者からの依頼状がある場合はその写し
- ③ 開催案内、実施時の記録写真、実施報告書、当該活動に関する収支報告等

エ 支援業務を適正に遂行するための体制が整備されていることを証する書類（法第 99 条第 2 項第 4 号関係）

法第 99 条第 2 項第 4 号に規定する「支援業務を適正に遂行するための体制が整備されていることを証する書類」とは、上記（3）アのような体制が整備されていることを示すものをいい、例えば、次のようなものが該当する。なお、下記①の「必要な人員が必要な数だけ配置」されているか否か及び下記③の「必要な事務所その他の施設、IT 機器その他の物品等が確保」されているか否かについては、業務規程に記載された業務の実施の方法等に照らしながら、判断する。

- ① 支援業務を行う組織が設置され、必要な人員が必要な数だけ配置されていることを示す組織図
- ② 支援業務に関して知り得た情報及び秘密が記載されている文書等の管理及び保存の方法、責任者の設置、当該文書等の盗難防止策、当該文書等へのアクセス制御（情報を取り扱うことのできる者の範囲の特定等）、啓発・研修の実施、服務規定の整備等、情報の管理及び秘密の安全管理のための組織的、物理的、技術的な措置に関する資料
- ③ 支援業務に係る事務処理を行うために必要な事務所その他の施設、IT 機器その他の物品等が確保されていることを証する書類（賃貸借契約書又は使用許諾に係る契約書等の事務所の使用権限を明らかにする図書及び使用区域に関する図面等）
- ④ 理事が特定適格消費者団体の役員又は職員を兼ねていないことの宣誓書（代表者が事実を確認し真実であることを認めて記名した書面）及び役員報酬に関する規程を定めている場合は、当該規程

オ 業務規程（法第 99 条第 2 項第 5 号関係）

法第 99 条第 2 項第 5 号に規定する「業務規程」については、定款や事務分掌規程等申請者の定めるその他の関連する規程等を必要に応じ引用する方式を用いた場合には、業務規程及びこれに引用された関連する規程等を添付するものとする。

カ 役職員名簿（法第 99 条第 2 項第 6 号関係）

現に在籍している役職員につき、①氏名、②役職、③前事業年度におけ

- る役員報酬の有無（規則第 31 条第 1 項）を記載する。
- キ 最近の事業年度における財産目録等その他の経理的基礎を証する書類（法第 99 条第 2 項第 7 号関係）
- 法第 99 条第 2 項第 7 号に規定する「最近の事業年度における財産目録等その他の経理的基礎を証する書類」については、以下の①及び②が該当する。
- ① 認定の申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における財産目録、貸借対照表、及び申請団体である法人の区分に応じた以下の書類又はこれらに準ずるもの
- (i) 特定非営利活動法人 特定非営利活動促進法における活動計算書（同法第 27 条第 3 号）
- (ii) 一般社団法人又は一般財団法人 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律における損益計算書（同法第 123 条第 2 項。同法第 199 条において準用する場合を含む。）
- ※ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）の公益認定を受けている場合においては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律における損益計算書であって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の公益認定を受けている者が作成したもの（規則第 10 条第 2 項）
- ② 認定後 3 年間ににおける収支（会費、寄附金、支援業務以外の業務による収入、借入金等の収入及び役員報酬、職員の賃金、事務所の賃料等の支出）の見込みとその算出根拠を具体的に記載した書類
- なお、②の収支見込み等は、支援業務以外の業務を行う場合における、その業務の種類及び概要を記載した書類（法第 99 条第 2 項第 9 号）と整合性が図られている必要がある。
- ク 法第 98 条第 4 項各号に掲げる欠格事由にいずれも該当しないことを誓約する書面（法第 99 条第 2 項第 8 号関係）
- ケ 支援業務以外の業務を行う場合に、その業務の種類及び概要を記載した書類（法第 99 条第 2 項第 9 号関係）
- 法第 99 条第 2 項第 9 号に規定する「支援業務以外の業務を行う場合における、その業務の種類及び概要を記載した書類」については、それぞれ、予定している業務の内容及び実施態様、業務に必要な人員及び支出額等ができる限り具体的に記載しなければならない。
- コ その他内閣府令で定める書類（法第 99 条第 2 項第 10 号関係）
- 申請者の登記事項証明書は、3 か月以内に発行されたものを添付しな

ければならない（規則第 31 条第 2 項）。

4 合併の認可及び事業の譲渡の認可（法第 103 条第 3 項及び第 104 条第 3 項関係）

合併の認可及び事業の譲渡の認可に係る審査基準は、法第 103 条第 6 項及び第 104 条第 6 項より準用する法第 98 条（第 2 項を除く。）の認定の審査基準による。

5 監督（法第 109 条から第 113 条まで関係）

（1）帳簿書類の作成及び保存（法第 109 条及び規則第 36 条関係）

支援法人は、法第 109 条、規則第 36 条により帳簿書類を作成し、これを保存するに当たっては、以下の点に留意しなければならない。

ア 支援業務の概要を記録したもの（規則第 36 条第 1 項第 1 号関係）

規則第 36 条第 1 項第 1 号に規定する帳簿書類には、支援業務の実施結果及び経過等の記録を記載するとともに、例えば、以下の事項を記載するものとする。

- ① 法第 98 条第 2 項及び規則第 28 条（第 3 項を除く。）の該当規定
- ② 法第 98 条第 2 項第 1 号に規定する支援業務については、委託を受けた特定適格消費者団体の名称
- ③ 法第 98 条第 2 項第 2 号に規定する支援業務については、被害回復裁判手続に関して合意した特定適格消費者団体とその相手方の名称
- ④ 法第 98 条第 2 項第 3 号及び規則第 28 条第 4 項（第 1 号及び第 3 号に限る。）に規定する支援業務については、助言先又は情報提供先である特定適格消費者団体の名称

イ アの作成に用いた関係資料のつづり（規則第 36 条第 1 項第 2 号関係）

規則第 36 条第 1 項第 2 号に規定する「帳簿書類の作成に用いた関係資料のつづり」とは、アの作成に用いられた資料のうち、主要なものとする。

ウ 会計簿（規則第 36 条第 1 項第 3 号関係）

規則第 36 条第 1 項第 3 号に規定する「会計簿」とは、支援法人の資産及び負債並びに収入及び支出に関する取引を記載したものをいい、例えば、仕訳帳、総勘定元帳、残高試算表、精算表等の書類が該当する。また、領収書などの証憑書類については、できる限り分類して保存しておくことが望ましい。

（2）財務諸表等の作成、備置き及び提出（法第 110 条第 1 項、第 2 項及び規則第 38 条関係）

支援法人は、法第 110 条、規則第 38 条により財務諸表等を作成するに当

たっては、以下の点に留意しなければならない。

ア 事業報告書（法第 110 条第 1 項関係）

支援法人は、毎事業年度終了後 3 か月以内に、その事業年度の財務諸表等（財産目録、貸借対照表、活動計算書又は損益計算書及び事業報告書）を作成しなければならない。法人の区分に応じて作成される活動計算書又は損益計算書は、法第 108 条第 2 項に規定するところに従い、区分して作成しなければならない。

法第 110 条第 1 項に規定する事業報告書には、翌事業年度の収支（会費、寄附金、支援業務以外の業務による収入、借入金等の収入及び役員報酬、職員の賃金、事務所の賃料等の支出）の見込みとその算出根拠を具体的に記載しなければならないものとする。

また、事業報告書には、支援業務等の状況（法第 108 条第 2 項等に規定する支援業務、支援する活動に係る業務及びそれら以外の業務に関して、その具体的な内容並びに第三者に委託を行った場合は、その委託先、委託の内容及び収支の内訳等（裁量の余地の乏しい業務のみを部分的に委託した場合を除く。)) を記載するものとする。

イ 事務所に備え置く書類（法第 110 条第 2 項及び規則第 38 条関係）

規則第 38 条第 3 号に規定する「支出の生ずる取引」には、対象消費者等に対する分配及び同条第 2 号に規定する「適格消費者団体又は特定適格消費者団体に対して、その支援のために支出したもの」は含まれない。

(3) 不利益処分等（法第 111 条、第 112 条及び第 113 条関係）

ア 不利益処分等の選択等の基準

支援法人に対する不利益処分等の選択及び適用に当たっては、不利益処分等の原因となる事実について、その経緯、動機・原因、手段・方法、故意・過失の別、被害の程度、社会的影響、再発防止の対応策等を総合的に考慮して、報告若しくは立入検査（法第 111 条（定例的な報告・検査の場合を除く。以下同じ。))、適合命令若しくは改善命令（法第 112 条）又は認定の取消し（法第 113 条）の別を決するものとするが、下記ウの場合を除き、適合命令又は改善命令によって是正が図られる場合には、原則としてそれらの命令を発し、それでも是正が図られないときに認定の取消しを選択するものとする。

また、報告若しくは立入検査、適合命令若しくは改善命令又は認定の取消しを実施した場合には、法令違反又はそのおそれの内容、程度及び自主的な改善措置の状況などを考慮しつつ、消費者庁のウェブサイト公表することとする。

イ 改善命令（法第 112 条第 2 項関係）

法第 112 条第 2 項に規定する支援法人の「業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるとき」とは、支援法人が法令違反の業務運営を行っている場合のみならず、およそ支援法人として適正な業務運営を確保し得ないおそれのある場合を含み、例えば、次のような場合が該当する。

- ① 委託を受けた支援業務を懈怠したと認められる場合
- ② 一定の期間にわたり、支援業務の実績がない場合（支援業務を行う必要がない場合を除く。）
- ③ 支援法人又はその役職員が、第三者に明らかにしない条件の下で取得した情報を第三者へ開示するなど、支援業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持に関し、支援法人に対する信頼を損なう行為をする場合
- ④ 消費者の被害の防止及び救済に資することを目的とせず、事業者その他の者を誹謗・中傷し又は特定の事業者による営利事業の広告若しくは宣伝をすることを目的として、消費者又は適格消費者団体若しくは特定適格消費者団体に対する情報の提供を行う場合
- ⑤ 支援法人若しくはその役職員が、出えん者が暴力団員等であることを知りながら、寄附金、会費その他名目のいかんを問わず、金銭その他の財産上の利益（以下「寄附金等」という。）を受け入れた場合又は寄附金等を受け入れた後に当該出えん者が暴力団員等であることが支援法人若しくはその役職員において判明したにもかかわらず、直ちに返還の手続を執らなかつた場合

ウ 認定取消し（法第 113 条関係）

法第 113 条第 1 項各号に掲げる事項に該当する場合のうち、以下の場合には、原則として直ちに認定を取り消すこととする。

- ① 偽りその他不正の手段により支援認定又は法第 103 条第 3 項若しくは第 104 条第 3 項の認可を受けた場合
- ② 暴力団員等と知りつつ支援法人の業務に従事させ、又は業務の補助者として使用した場合